

平成18年 No.38

東京学芸大学附属学校教員選考規程

制定理由

東京学芸大学附属学校運営規程に基づき、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成18年10月12日 附属学校運営会議 審議承認

平成18年11月1日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学附属学校教員選考規程を次のように制定する。

平成18年11月 2 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第25号

東京学芸大学附属学校教員選考規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）第17条第3項の規定に基づき、附属学校教員（以下「教員」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「附属学校教員」とは、教頭、教諭及び養護教諭をいう。

(教員の選考)

第3条 教員の選考は、運営規程第17条第1項の規定に基づき、学長が行う。

(選考の基準)

第4条 教員の選考は、東京学芸大学附属学校教員選考基準（平成18年11月2日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行われなければならない。

2 前項の選考基準は、別に定める。

第2章 教頭候補者の選考

(教頭候補者の選考)

第5条 教頭候補者の選考は、教頭の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長が教頭候補適格者として附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）に推薦した者1名について、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）が行う。

2 教頭候補適格者の推薦は、別に定める教員候補者選考申請書により行う。

3 運営参事は、当該校の長から教頭候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。

4 当該校の長は、教頭候補適格者を推薦した経緯について、別に定める教頭候補者選考調書及び教頭候補者選考資料を添えて、運営会議に報告しなければならない。

5 教頭候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

- 6 前項の選考において、教頭候補者が選考されなかったときは、当該校の長は、他の教頭候補適格者を運営参事に推薦しなければならない。
- 7 前項の推薦があったときは、第3項から第5項により再度選考を行うものとする。
- 8 運営会議は、第5項により選考された教頭候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない。

第3章 教諭及び養護教諭候補者の選考

(公募)

第6条 教諭及び養護教諭（以下「教諭等」という。）の選考対象者は、原則として公募によるものとする。

(推薦委員会の開設)

第7条 教諭等の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、当該校に教諭等候補適格者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を開設するものとする。

(組織)

第8条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該校の長
- (2) 当該校の副校長
- (3) 当該校の教務主任
- (4) 当該校の長が当該校の教員のうちから指名した者 2名

2 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に開設する推薦委員会は、園長、園舎主事、副園長及び園長が当該園舎の教員のうちから指名した者1名をもって組織する。

(委員長)

第9条 推薦委員会に委員長を置き、当該校の長をもって充てる。

(定足数)

第10条 推薦委員会は、全委員の出席がなければ教諭等候補適格者の推薦をすることができない。

(教諭等候補者の選考)

第11条 教諭等候補者の選考は、推薦委員会が教諭等候補適格者として運営参事に推薦した者のうちから、運営会議が行う。

- 2 教諭等候補適格者の推薦は、教員候補者選考申請書により行う。
- 3 運営参事は、推薦委員会から教諭等候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。
- 4 推薦委員会委員長は、教諭等候補適格者を推薦した経緯について、別に定める教諭及び養護教諭候補者選考調書を添えて、運営会議に報告しなければならない。
- 5 教諭等候補者の選考は、第5条第5項の規定により行う。

6 運営会議は、必要があると認めるときは、推薦委員会に再審査を命ずることができる。

7 運営会議は、第5項により選考された教諭等候補者を速やかに学長に報告し、選考に付さなければならない

(選考の省略)

第12条 東京都公立学校、筑波大学附属学校及びお茶の水女子大学附属学校間人事交流に関しては、この規程による選考を省略するものとする。

第4章 補則

(様式)

第13条 この規程に定める手続きに必要な書類の様式は、運営会議が別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、附属学校教員の選考に関し必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年11月2日から施行する。

2 この規程施行の際、現に本学附属学校教員である者は、この規程により選考されたものとみなす。